

丹波篠山ブランド魅力発信補助金のご案内

(1) 趣旨

丹波篠山市では、「丹波篠山ブランド」を発信するためのツールとして、市内事業者等が商品やサービスの PR 等に活用できる「丹波篠山ブランドロゴマーク」を令和 4 年 10 月に決定しました。

このロゴマークがシンボルマークとして効果的に定着し、有効に活用されるよう、ロゴマークを活用した商品パッケージの製作等に対して、市が支援を行うことにより、市内事業者との連携による「丹波篠山ブランド戦略」の推進を図ることを目的としています。

(2) 「丹波篠山ブランド」とは

てまひまがかかっても、合理的な手法ばかりを選ぶのではなく「丹波篠山でしかできない」いいもの、いいひと、いいまちを作ろうという気概から生み出されたものたちこそが価値を持ち、今の丹波篠山ブランドをかたちづくっています。

こういった丹波篠山の名に恥じないものづくり、ひとづくり、まちづくりが丹波篠山ブランドの本質的な価値です。ひとことで例えるなら、良いものの代名詞であった「Made In Japan」のように、「Made In Tambasasayama」が丹波篠山ブランドの本質です。

(3) 「丹波篠山ブランド戦略」について

市名変更を契機として、丹波篠山ブランドをさらに広く浸透させていくため、令和 2 年 12 月に「丹波篠山ブランド戦略」を策定しました。

丹波篠山市の魅力的な資源を「美しい町並みと農村景観」「農の都、食の聖地」「歴史と文化、芸術」「命輝く自然環境」「丹波篠山人」の「5つの宝石」として整理し、ブランドづくりを通じたまちづくりの方向性を示しています。

(4) 「丹波篠山ブランドロゴマーク」について

丹波篠山ブランドを発信していくためのツールとして、市の事業や市内事業者の関連商品の PR 等に活用できる「丹波篠山ブランドロゴマーク」(以下、ロゴマーク)を令和 4 年 10 月に決定しました。

丹波篠山ブランドに関連するものであれば、商品パッケージやポスター、看板、パンフレット、グッズ等に無料で活用いただけます。



[ロゴマークの詳細、ダウンロードはこちらから](#)

(5) 募集件数

- 10件程度

(6) 募集期間

- 随時
※補助金申請額が予算上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。

(7) 補助金の額

- 上限50,000円（補助対象経費の1/2）

(8) 補助対象者

- 丹波篠山市内に本社又は主たる事業所を置く事業者（法人・個人事業主）

(9) 補助対象事業

- ロゴマークを活用して丹波篠山ブランドや「5つの宝石」に関わるものの魅力や価値を発信する事業で、ロゴマークを目にする機会の拡大が見込まれるもの
- 対象となる事業の例
 - 地場産品のパッケージや紙袋、ステッカー、リーフレット等の販売資材の製作
※地場産品とは、市内で生産される物品や提供されるサービスを指す（地域内で生産したものを他の自治体で加工・製造される物品は含む）
 - 市内の事業所や店舗に掲げる看板・壁面サイン等の製作 など
- 対象とならない事業の例
 - 名刺、ホームページ、ユニフォーム等の製作
 - 一時的に開催される行事の看板・リーフレットの製作

(10) 補助対象経費

- デザイン費（パッケージやグッズのデザイン費等）
- 製作費（パッケージの製作費、リーフレットの印刷費等）
- 原材料費（自らデザインし、製作する場合の材料費等）
※広告掲載や配布に係る経費は対象外です。

(11) 申請・報告の流れ

① 申請

- 下記の必要書類を提出してください。
 - 交付申請書（様式第 1 号）
 - 事業計画書（様式第 2 号）
 - 製作物のデザインや仕様など、企画概要がわかる書類
 - 見積書の写し
- あわせてロゴ使用の届け出をお願いします。
 - [《オンラインフォーム | 丹波篠山ブランドロゴマーク使用届出》](#)

② 審査・交付決定

- 以下の視点を中心に審査（必要に応じてヒアリング）を行い、補助金の交付又は不交付を決定します。
 - ロゴマーク取扱要領・マニュアルが遵守されているか
 - 丹波篠山ブランドや地場産品との関わりが深いか
 - 丹波篠山ブランドや地場産品の魅力の発信や知名度の向上、域外への PR、市民の誇りや愛着の醸成等につながるか
 - 補助事業終了後も、継続的な発信が見込めるか

③ 事業計画の変更

- 事業計画を途中で変更する場合は、事前に承認を受ける必要があります（軽微なものは除きます）。下記の必要書類を提出してください。
 - 変更承認申請書（様式第 3 号）
 - 変更後の事業計画書（様式第 2 号）

④ 実績報告

- 事業終了後 1 か月以内または令和 7 年 3 月 31 日（金）の早い時期までに、下記の必要書類を提出してください。
 - 実績報告書
 - 事業報告書
 - 領収書等の写し
 - 参考資料（製作物の現物や写真等）

⑤ 請求・交付

- 実績報告書類の審査後、確定した補助金額をお知らせしますので、請求書を提出してください。

(12) 事業内容等の公開

- 補助金を活用して制作された地場産品について、市ホームページや SNS を通して事例紹介を行う予定です。掲載用の写真等の提供について、ご協力をお願いします。

お問い合わせ

丹波篠山市 企画総務部 ブランド戦略課（本庁舎 3 階 34 番窓口）
電話：079-552-0275（直通） FAX：079-552-5665
メール：brand_div@city.sasayama.hyogo.jp